

防災県土整備企業常任委員会提出資料

1 議案説明事項

- (1) 議案第114号
訴えの提起（和解を含む。）について . . . 1

2 所管事項

- (1) 平成25年版成果レポート（案）について . . . 3
- (2) 鉄鋼需要の喚起及び鋼材の安定供給につながる政策の実現を
求めることに関する請願の処理経過について . . . 21
- (3) 北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センターの放流水
による黒のり養殖に対する影響についての迅速な対応及び振興策
を求めることに関する請願の処理経過について . . . 23
- (4) 平成23年災害及び平成24年災害の復旧状況について . . . 25
- (5) 審議会等の審議状況について . . . 33

平成25年6月18日

県 土 整 備 部

【議案第114号】訴えの提起（和解を含む。）について

一般県道伊勢若松停車場神戸地子線（昭和34年5月19日供用開始）の敷地の一部に未登記となっている土地があります。

この土地は、県道として供用する以前から公道として使用されており、現在に至るまで県が管理していることから、民法第162条（「20年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。」）の規定に基づく時効取得の要件を満たしています。

未登記のままであると、登記名義人が転売し善意の第三者が当該土地を取得した場合、県が時効取得を主張することができなくなるケースも想定されることから、時効取得を原因とする所有権移転登記手続を行うよう依頼しましたが、協力が得られませんでした。

登記名義人の協力を得ずに所有権移転登記を行うためには、登記手続を命ずる判決を得る必要があることから、本訴訟を提起するものです。

1 訴訟の内容

(1) 事件名

所有権移転登記手続請求事件

(2) 対象地

鈴鹿市若松西四丁目542番1（地目：宅地 地積13.22㎡）

(3) 相手方（登記名義人）

東京都板橋区仲町22番11号KOHOBIL

一般社団法人全国人権擁護協議会 代表理事 宍戸光男

※平成25年3月7日に前所有者から売買により対象地を取得

(4) 経緯

【時効取得に至る経緯】

○昭和34年5月19日

一般県道伊勢若松停車場神戸地子線の供用を開始する。

○昭和54年5月19日

対象地について、民法162条の規定に基づく時効取得の要件を満たした。

（県が所有権を取得した。）

【相手方との折衝等経緯】

○平成22年3月

前所有者の代理人と称する相手方から「対象地が県道として無断使用されている」との電話があった。

○平成25年3月7日

対象地について、前所有者から相手方へ所有権移転登記が行われた。

※平成22年3月の電話の内容から、相手方は対象地が道路敷地であることを承知のうえ、対象地を取得したと判断できる。

○平成25年3月11日・13日

相手方から、「前所有者の頃から、対象地が県道として無断使用されていた。道路を封鎖する」旨の電話があった。

○平成25年5月10日

相手方に対し、「対象地については県が所有権を時効取得しているとの意思表示及び県への所有権移転登記手続を依頼する」旨の文書を送付した。

※相手方から意思表示なし

○平成25年5月14日

本提訴に先立ち、裁判所に対し「対象地の譲渡及び一切の権利設定を禁止する」仮処分を申し立て、5月16日申し立てのとおり決定された。

2 今後の方針

弁護士等と連携しながら県の訴えが認められるよう適切に対処していきます。

平成25年版成果レポート（案）

県土整備部主担当分抜粋

（施策の取組）

施策112 治山・治水・海岸保全の推進

施策351 道路網・港湾整備の推進

施策353 快適な住まいまちづくり

（選択・集中プログラム）

緊急課題解決2 命と地域を支える道づくりプロジェクト

（行政運営の取組）

行政運営8 公共事業推進の支援

県民の皆さんとめざす姿

土砂災害、洪水、高潮、津波など自然災害からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理が行われるとともに、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進み、災害に対して安全・安心な社会づくりが進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

自然災害から県民の皆さんの生命・財産を守るための対策に着実に取り組む中、近年の災害による教訓をふまえ、緊急に対策が必要な施設の整備・改修や維持管理が行われているとともに、被害軽減に向けた市町・住民への的確な水防情報の提供など警戒避難に資するソフト対策が充実しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	河川、砂防、海岸事業の活動指標は目標値を達成したものの、治山事業で目標値を達成できなかったため、県民指標についても、目標値を達成できませんでした。河川、砂防、海岸事業による施設整備は進んでいることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
自然災害への対策が講じられている人家数	233,200 戸	234,300 戸 234,200 戸	0.90	235,000 戸	237,100 戸
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数				
25 年度目標値の考え方	今年度の事業実施箇所を勘案して 800 戸増加することをめざし、目標値を設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11201 洪水防止対策の推進（県土整備部）	河川整備延長	463.4km	463.6km	1.00	463.9km	464.3km
		463.4km	463.6km		463.9km	464.3km
11202 土砂災害対策の推進（県土整備部）	土砂災害保全戸数	17,843 戸	17,940 戸 17,964 戸	1.00	18,040 戸	18,260 戸
		17,843 戸	17,964 戸		18,040 戸	18,260 戸

基本事業	目標項目	23年度	24年度		25年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11203 海岸保全対策の 推進（県土整備部）	海岸整備延長		285.3km	1.00	286.3km	288.4km
		284.2km	285.6km			
11204 治山対策の推進 （農林水産部）	山地災害保全集落数		1,521 集落	0.88	1,537 集落	1,571 集落
		1,504 集落	1,519 集落			

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	31,143	46,681	45,737		
概算人件費		2,651			
（配置人員）		（294人）			

平成24年度の取組概要

- ・紀伊半島大水害により被災した施設の復旧や再度災害を防止するための河川・道路等の改良復旧、及び土砂災害が発生した箇所の再度災害を防止する土砂災害防止施設の整備を推進
- ・河川の流下能力を回復し、洪水被害の防止・軽減を図るため、堆積した土砂を撤去するとともに、堆積土砂撤去の箇所選定の仕組みを検討
- ・地震や津波に対しても壊れにくくするため、河川堤防については、損傷箇所を特定するための津波浸水予測区域内の詳細調査等を実施。また、海岸堤防については、空洞化等により対策が必要な箇所の補強工事を実施
- ・風水害や地震に対する安全性向上のため、河川・海岸・土砂災害防止施設の整備を推進。また、市町の警戒避難体制の整備を支援するため、浸水想定区域図の提供や、土砂災害警戒区域等の指定を進めるための基礎調査などのソフト対策を推進
- ・老朽化等により脆弱となった農業用ため池、排水機場等の基幹的農業水利施設について、地震や洪水等による災害に対する安全性向上のための整備を推進
- ・災害に強い森林づくりを進めるため、山地災害危険地や機能が低下した保安林の整備を推進

平成24年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・一昨年の紀伊半島大水害により発生した公共土木施設災害の復旧に取り組み、平成25年3月末現在で概ね9割の災害復旧事業（原形復旧）が完成しました。
- ・治水上支障となっている河川堆積土砂の撤去を進めました。市町からの要望も多いことから、対象箇所の情報等を市町と共有しながら、より一層の取組を進めることが必要です。
- ・地震・津波に対して壊れにくい構造とするため、県管理河川堤防については、津波浸水予測区域内の、特に緊急性の高い河口部付近について、損傷箇所の特定に向けた詳細調査や、河川改修に合わせた耐震対策を実施しました。今後は調査結果に基づく計画的な補強や、耐震対策を進めることが必要です。海岸堤防については、緊急な対応が必要な脆弱箇所の補強や、高潮対策等に合わせた耐震対策を実施しました。引き続き、計画的な補強や耐震対策を進めることが必要です。
- ・安全性の確保に向け、これまで整備してきた河川堤防、急傾斜地崩壊防止施設等の劣化等の状況を把握することが必要です。

- ・風水害や地震に対する安全性向上のため、河川・海岸・土砂災害防止施設の整備を進めましたが、整備が必要な箇所がまだ多く残されていることから、引き続きハード対策を進めるとともに、市町の警戒避難体制の整備を支援するためのソフト対策のさらなる推進が必要です。
- ・農業用ため池や基幹的農業水利施設について、耐震整備や補修が必要な箇所が多く残されていることから、引き続き効果的・効率的な整備が必要です。
- ・治山対策については、紀伊半島大水害により発生した山地災害等の早期復旧に引き続き取り組みました。大型台風や集中豪雨等による被災箇所の復旧や機能の低下した保安林の効果的・効率的な整備が必要です。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・紀伊半島大水害による公共土木施設災害については、一日も早い復旧に取り組みます。
- ・河川堆積土砂撤去については、治水安全上の優先度や地元要望を踏まえ、対象箇所の情報を市町と共有し、箇所毎の優先度を市町に分かりやすく示す方法の検討を進め、優先度の高い箇所から計画的に取り組みます。
- ・地震・津波による被害が懸念されるため、河川堤防や海岸堤防について、空洞やひび割れのある脆弱箇所の計画的な補強や耐震対策を進めます。
- ・河川堤防、急傾斜地崩壊防止施設等について、緊急度に応じた計画的な修繕・更新に向け、劣化状況等の点検を実施し、点検結果に基づき必要となる補修対策を検討します。
- ・河川・海岸・土砂災害防止施設については、効率的な施設整備により安全性の向上に努めます。また、市町による警戒避難体制整備や住民による安全で的確な警戒避難行動を支援する情報について、分かりやすく、きめ細かな提供に努めます。
- ・山地災害危険地区の情報について、三重県地理情報システム（M-GIS）に掲載し、住民の警戒避難行動を支援する分かりやすい情報の提供に努めます。
- ・農業用ため池や基幹的農業水利施設については、耐震調査等を進め、必要となる補修や耐震対策等を検討し、効果的・効率的な整備を進めます。また、住民の避難行動を支援するため、避難路等の情報を市町に提供し、安全意識の向上を図ります。
- ・治山対策については、効率的な予算執行に努め、紀伊半島大水害の災害復旧、山地災害危険地対策、機能の低下した保安林の整備等を進めます。

特に注力するポイント（平成 25 年度）【県土整備部 次長 舘 敏彦 電話：059-224-2651】

- ・紀伊半島大水害により被災した公共土木施設の災害復旧（原形復旧）については、年度内の完成をめざします。また、道路の拡幅や河積の拡大を行う改良復旧については、早期の完成をめざします。
- ・河川堆積土砂の撤去については、撤去箇所の優先度や実施方法の考え方を基に選定した、今後数年間の実施候補箇所や当該年度の実施箇所等を市町と共有する仕組みを構築し、3事務所で行います。
- ・海岸堤防の脆弱箇所への対策については、国の平成 24 年度補正予算も活用しながら加速させます。
- ・津波浸水予測区域以外の河川堤防や急傾斜地崩壊防止施設等の劣化状況等を把握するため、点検を実施します。

【主担当部局：県土整備部】

県民の皆さんとめざす姿

中部圏と近畿圏を結ぶ高速道路ネットワークが形成されるなど、県民の皆さんの生活や地域の経済活動を支える道路網や港湾の整備が進み、人と人、地域と地域が力強く結ばれ、県内外、海外との交流・連携を広げています。

平成 27 年度末での到達目標

道半ばにある道路網・港湾の現状に対し、県内外との交流・連携に資する道路整備や、大規模地震発生への備えや柔軟な対応など、地域の新たな課題や県民の皆さんの多様なニーズに的確に対応する道路・港湾の整備が進み、道路・港湾が担うべき機能を強化・充実することにより、利用者の安全性と利便性が向上しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	道路については全ての指標で 24 年度目標値を達成しており、幹線道路等の整備推進や適切な維持管理により、利用者の安全性と利便性が向上しました。また、港湾については目標値に届かなかったものの、四日市港の外貿コンテナ貨物取扱量が過去最高値を記録したことなどから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【* 進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
県民生活の利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長	/	15.3km	1.00	60.6km	94.9km
	0.3km	21.3km		/	/
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	県内の高規格幹線道路*や直轄国道、県管理道路の新規に供用した延長(累計)				
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は高規格幹線道路および直轄国道の整備促進を図るとともに、県管理道路を整備推進することにより目標値を達成しました。平成 25 年度においては、紀勢自動車道や熊野尾鷲道路、紀宝バイパス、第二伊勢道路などを合計 39.3km 新規供用することをめざし、目標値を設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
35101 道路ネットワークの形成(県土整備部)	県内の幹線道路の新規供用延長	/	10.3km	1.00	40.6km	59.9km
		—	10.3km		/	/

基本事業	目標項目	23年度	24年度		25年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
35102 適切な道路の維持管理(県土整備部)	舗装の維持管理指数	5.3	5.0以上 5.3	1.00	5.0以上	5.0以上
35103 四日市港の機能充実(雇用経済部)	四日市港における外貿コンテナ貨物の取扱量	17万TEU	20万TEU* 18.3万TEU	0.91	22万TEU	26万TEU
35104 県管理港湾の機能充実(県土整備部)	県管理港湾の入港船舶総トン数	1,503万トン (22年度)	1,503万トン (23年度) 1,475万トン (23年度)	0.98	1,503万トン (24年度)	1,503万トン (26年度)

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	45,368	51,805	52,889		
概算人件費		3,354			
(配置人員)		(372人)			

平成24年度の取組概要

- 大規模災害などから県民の皆さんの命と暮らしを守り、集積する産業や魅力ある観光など地域の今ある力を生かした三重づくりを支えるため、新名神高速道路、東海環状自動車道、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路等の高規格幹線道路、北勢バイパス、中勢バイパス等の直轄国道の整備促進や未事業化区間の早期事業化に向けた取組、これらにアクセスする道路や緊急輸送道路*等の県管理道路の計画的な整備を推進。さらに、道路防災総点検*に基づく要対策箇所、落石・崩壊等の変状発生箇所における路線の重要度や変状の状況による優先度を考慮した対策を計画的に実施
- 県管理道路の安全な機能の確保を目的に、道路パトロール等の適正な道路管理や、安全性・快適性の向上に向けた道路施設の補修や補強などを実施
- 四日市港の国際競争力の強化と背後地域の一層の発展を目的に、国直轄事業臨港道路霞4号幹線の整備や、四日市地区における耐震強化岸壁の整備を促進するとともに、背後圏住民の暮らしの安全・安心を守るため、海岸保全施設等の維持管理を促進
- 県管理港湾が担うべき機能を強化させるため、効率的・安全に利用できるように、既存港湾施設の老朽化対策を推進

平成24年度の成果と残された課題（評価結果）

- 紀勢自動車道の紀勢大内山から紀伊長島間約10.3kmとそのアクセス道路や伊勢南北幹線道路、四日市鈴鹿線（鈴鹿橋）等の県管理道路約10.7kmの供用、緊急輸送道路整備（橋梁耐震対策も含む）、道路防災対策を進めたことにより、走行時間が短縮され、地域間の交流・連携が進むとともに、災害時や救急医療など地域の安全・安心が高まりました。また、地域と一体となった国などへの粘り強い働きかけにより、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）や地域高規格道路*磯部バイパスの新規事業着手、亀山西ジャンクションのフルジャンクション化や鈴鹿PAスマートICの連結が決定しました。さらに、紀伊半島のミッシングリンク*の解消に向け、熊野大泊から新宮間については、地域の皆さんの声や学識経験者

等の意見をふまえ、平成25年4月に概ねのルートが決定され、うち紀宝から新宮間については、新宮紀宝道路（熊野川河口大橋（仮称）含む）として5月に新規事業化されるなど、大きく前進しました。加えて、地域の実情に応じた道路整備を行うため、早期に事業効果が発現できる局部的な改良などの柔軟な対応について、メニュー等を検討する会を設置し、普及・拡大を図る取組も行いました。道半ばにある道路網の現状に対し、道路利用者が安全・安心に通行でき、県内外との交流・連携に資するとともに、大規模災害等に備えた道路整備をさらに推進する必要があります。

- ・ 道路利用者が安全・安心に通行できるよう、道路パトロールや道路施設の点検等により発見された道路の損傷箇所・危険箇所への早急な対応や、路面性状調査^{*}を活用した計画的な舗装補修を実施することができました。今後も把握した路面の調査結果を活かして計画的に補修を行う必要があります。
- ・ 四日市港では、臨港道路霞4号幹線について、天力須賀工業団地地先の橋梁下部工等の工事が進められるとともに、新たに川越町地内において工事着手されました。また、四日市地区第3ふ頭15号岸壁の耐震化や富田港地区における護岸の耐震化が図られました。背後圏産業の国際競争力維持・強化を物流面から支えるための港湾施設や臨港道路の早期整備、背後圏住民の暮らしの安全・安心を守るための海岸保全施設の維持管理が必要です。
- ・ 港湾利用者や地域の安全・安心を向上させるために、津松阪港（大口地区）および宇治山田港において、老朽化した港湾施設の補修工事を進めています。港湾は、県民生活の安全・安心の確保および地域経済の活性化、発展に不可欠なものであることから、今後とも港湾施設を適切に整備、管理、補修、更新することが必要です。また、大規模地震発生時の輸送路を確保するため、臨港道路の橋梁について、耐震検討・対策が必要です。

平成25年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 災害時の復旧・復興を担うとともに、式年遷宮を契機とした県内外との交流連携の促進に向け、平成25年度供用開始予定となっている紀勢自動車道、熊野尾鷲道路、紀宝バイパス、第二伊勢道路や四日市湯の山道路をはじめ、県内の高規格幹線道路、直轄国道および県管理道路が一体となった道路網の早期整備をめざします。また、「新たな命の道」として地域の悲願でもある紀伊半島のミッシングリンクの事業化をめざします。このため、国などに強く働きかけ、関係機関と連携し整備促進を図るとともに、これらにアクセスする県管理道路の整備を推進します。さらに、緊急輸送道路整備（橋梁耐震対策も含む）を、重点的かつ効率的に推進していくとともに、安全な交通を確保するため落石等の対策や交通安全対策等を実施していきます。また、通学路における児童等の安全確保を図るため、昨年度実施した合同点検をふまえ、防護柵やラバーポール設置等の簡易対策について、地域との協議のうえ実施します。
- ・ 将来にわたって機能を充分発揮するよう、道路施設の長寿命化に向けて効率的かつ計画的に維持補修を進めていきます。また、式年遷宮により来訪者の増加が見込まれることから、周辺主要幹線道路等の修繕を行います。さらに、老朽化する道路施設が年々増加する中で、道路施設を適正に維持管理するため、従来の点検に加えてトンネル等の詳細な点検を実施し、その結果をふまえた対策を進めます。
- ・ 四日市港では、国道23号への環境負荷増大の回避、貨物輸送の定時性・即時性の確保、災害時のリダンダンシーの確保を図るため、臨港道路霞4号幹線の早期供用に向けて、事業主体の国と協力し、引き続き地元関係者や関係機関と協議を進めます。また、緊急時の物資輸送等に資する岸壁の耐震整備のほか、海岸保全施設や上屋の耐震補強を進めます。
- ・ 県管理港湾について、今後、港湾施設が求められる機能を満足するよう、維持管理計画に基づいて適切に維持管理を行っていきます。また、物資輸送等の災害復興活動等に利用できるよう、臨港道路にある橋梁の耐震検討を進め、必要な箇所について耐震対策を行っていきます。

特に注力するポイント(平成25年度)【県土整備部 次長 森若 峰存 電話:059-224-2651】

- 平成25年度の供用開始予定となっている紀勢自動車道(紀伊長島～海山)、熊野尾鷲道路(三木里～熊野大泊)、紀宝バイパス、第二伊勢道路や四日市湯の山道路(高角～吉沢)等の整備を進めます。また、「新たな命の道」として地域の悲願でもある紀伊半島のミッシングリンクとなっている熊野大泊以南の未事業化区間の早期事業化などを図ります。
- 交通需要への対応と交通渋滞の解消、災害時の緊急輸送や代替ルートの確保に向け、新名神高速道路、東海環状自動車道、北勢バイパスや中勢バイパス等の整備促進を図ります。
- 交通の安全確保のため、トンネル、照明灯や道路標識等の詳細な点検を実施し、事故等につながる重大な損傷が発見された場合は、早急に対策を行います。

施策 353

快適な住まいまちづくり

【主担当部局：県土整備部】

県民の皆さんとめざす姿

人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造*（コンパクトなまちづくり）の構築が進むとともに、都市基盤の整備やゆとりある住まいづくりが行われるなど、県民の皆さんと共に、住まいやまちづくりのことを考え、地域の個性を生かした魅力あるまちで、誰もが自由に活動し、快適に暮らしています。

平成 27 年度末での到達目標

これまで進めてきた安全・快適な都市環境を形成するための基盤整備、地域の個性を生かした景観形成やユニバーサルデザインに配慮した施設整備、安全安心で豊かな住環境の整備の取組に加え、都市計画区域の見直しなど集約型都市構造の形成につながる土地利用促進の取組が進むことにより、誰もが魅力を感じ、快適な住まいまちづくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を上回ったものの、活動指標については目標値に達していない事業があることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
-----	----------------	------	---

【進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
コンパクトなまちづくりが進められている都市計画区域の数	1 区域	3 区域 5 区域	1.00	6 区域	9 区域
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	集約型都市構造（コンパクトなまちづくり）の形成につながる土地利用を促進する取組（都市計画制度による土地利用の規制や誘導等）が行われている都市計画区域の数				
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度の実績値に、改定した三重県都市マスタープランの見直し方針や、都市計画基礎調査の結果により、土地利用を促進する取組が想定される 1 区域を加えた 6 区域を目標値として設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
35301 快適なまちづくりの推進（県土整備部）	鉄道と道路との立体交差化を行う事業の進捗率	63.9%	73.9% 77.3%	1.00	85.1%	100%

基本事業	目標項目	23年度	24年度		25年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
35302 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進（健康福祉部）	商業施設等でバリアフリー化された施設数（累計）		2,317 施設	0.90	2,485 施設	2,845 施設
		2,170 施設	2,303 施設			
35303 快適な住まいづくりの推進（県土整備部）	新築住宅における認定長期優良住宅*の割合		26.2%	0.91	26.8%	28.0%
		25.7%	24.0%			
35304 適法な建築物の確保（県土整備部）	特殊建築物等の維持保全適合率		55.0%	0.98	56.5%	59.5%
		50.1%	53.9%			
35305 参画と協働による景観まちづくりの推進（県土整備部）	市町、県が制定した景観に関する条例等の件数（累計）		31件	1.00	32件	34件
		30件	31件			

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	4,093	4,120	5,073		
概算人件費		1,019			
（配置人員）		（113人）			

平成24年度の取組概要

- ・ 集約型都市構造の形成、災害に強いまちづくりの構築を進めるため、2区域の都市計画区域マスタープラン*を改定したほか、5区域の都市計画区域マスタープランを都市計画審議会に付議。マスタープランに基づく都市計画区域の見直し等の促進とともに、市街地整備や街路事業等都市基盤の整備を推進
- ・ 地域の個性を生かした魅力ある景観まちづくりに向け、景観づくりに取り組む市町を支援するとともに、三重県景観計画に基づく周辺景観と調和した建築物への誘導に取り組んだほか、熊野川流域の景観保全に向けた検討や尾鷲市三木里地区及び熊野市木本地区における景観まちづくり事業の推進、違反屋外広告物の是正の取組を実施
- ・ 住生活に関する将来像を示すために平成23年度末に改定した三重県住生活基本計画*をもとに、長期優良住宅の認定、県営住宅等の高齢者向け住戸改善、三重県あんしん賃貸支援事業*等を実施
- ・ 東日本大震災等の被災者を対象として県営住宅を提供
- ・ 安全で安心な建築物の確保に向け、建築基準法に基づき、不特定多数が利用する既存建築物の定期報告の審査や防災査察等を実施したほか、中間検査及び完了検査の検査率向上や違反建築物の是正指導等を実施
- ・ ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに向け、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき公共的施設的设计段階で事前協議を行い、完成した公共的施設に対して適合証を交付

平成24年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 都市計画区域マスタープランは平成24年度までに18区域の改定を終えました。残る6区域の改定を進めるとともに、市街地整備や鉄道と道路の立体交差化等都市基盤の計画的な整備を進める必要があります。

- ・平成24年8月1日、志摩市が自ら良好な景観づくりを推進することができる景観行政団体になりました。引き続き、景観づくりに取り組む市町への支援や普及啓発に努めるとともに、違反屋外広告物の是正の取組を行う必要があります。また、熊野川流域の景観保全に向けて、関係市町や住民とともにさらに取組を進める必要があります。
- ・災害に強く安心して住み続けられる住まいづくりや住宅の確保に特に配慮を要する高齢者等の支援がこれまで以上に求められており、平成23年度末に改定した三重県住生活基本計画に基づく取組を様々な主体と連携して着実に実行していく必要があります。
- ・長期にわたって使用可能な質の高い住宅の供給に向けて、依然として占める割合の低い長期優良住宅の更なる普及に努めるとともに、住宅セーフティネットの充実に向けた取組を進める必要があります。
- ・東日本大震災等の被災者に県営住宅を提供することで、被災者の生活の安定に寄与することができました。
- ・不特定多数が利用する既存建築物の維持保全適合率及び報告率は伸び悩んでいる状況であり、これらを引き上げるため、当該建築物の所有者等に粘り強い指導を行う等、一層の取組強化が必要です。
- ・商業施設等のバリアフリー化については、経済情勢の影響等から、民間における公共的施設整備が伸び悩み、目標値を下回りました。今後、整備基準に適合する施設を増やすために、各建設事務所、各市町の窓口での指導に加え、ユニバーサルデザインに対する事業者、設計者の理解、賛同を得ることがより一層必要です。

平成25年度の改善のポイントと取組方向

- ・快適なまちづくりの推進においては、人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造の形成（コンパクトなまちづくり）、災害に強いまちづくりの構築をさらに進めるため、残る都市計画区域でマスタープランの改定を進めるとともに、改定したマスタープランに基づき、適正な土地利用促進の取組を進めていきます。また引き続き、市街地整備や鉄道と道路の立体交差等都市基盤の整備、景観づくりに取り組む市町への支援、違反屋外広告物の是正の取組を進めます。
- ・快適な住まいづくりの推進においては、高齢者への配慮や将来世代にわたって住み続けることができる住宅・居住環境の構築を推進するために、長期優良住宅等耐久性、耐震性を備えた質の高い住宅を普及させていきます。また、安全安心な建築物を確保するため、不特定多数が利用する既存建築物の所有者等に対する建築基準法に基づく建築物の定期報告制度の周知・普及に努めるとともに、不特定多数が利用する大規模建築物等の所有者に耐震診断を義務づける耐震改修促進法の改正に伴う国の動きにあわせ、対応していきます。
- ・都市緑化意識の高揚を図り、緑豊かな潤いのある住みよい環境づくりを推進するとともに、緑を守り育てる国民運動を積極的に推進します。
- ・ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりについては、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の改正を契機に、条例の理念等をPRすることで、施設整備を担う人たちの意識向上を図り、施設等のバリアフリー化を推進するとともに、交通事業者が行う駅舎等のバリアフリー化を支援します。

特に注力するポイント(平成25年度)【県土整備部 副部長 横山 賢 電話:059-224-2651】

- ・集約型都市構造の形成（コンパクトなまちづくり）につながる土地利用を促進するため、県と市町との連携を密にし、計画的に用途地域の指定や特定用途制限地域及び特別用途地区の指定を進めるとともに、市街地整備や、鉄道と道路立体交差等都市基盤整備の取組を進めます。
- ・不特定多数が利用する既存建築物の安全を確保するため、当該建築物への立入調査を徹底し、改善指

導を行います。

- ・ 5月18日に熊野灘臨海公園で開催の第24回全国「みどりの愛護」のつどいなどを通じて、県南部の魅力を全国に発信するとともに、都市緑化意識の高揚に努めます。

【主担当部局：県土整備部】

プロジェクトの目標

社会基盤である幹線道路等の整備を進めることにより、大規模地震や異常気象による集中豪雨等の自然災害の脅威に対して地域の安全・安心を支えるとともに、北・中部地域の産業、南部地域の観光など地域の今ある力を生かした新しい三重づくりが進んでいます。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	全ての指標で24年度目標値を達成しており、幹線道路等の整備を進めたことにより、地域の安全・安心が高まるとともに、地域間の交流連携が進んだことから「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度		25年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
命と地域を支える道の供用延長	/	86.8km	1.00	129.7km	147.8km
	74.6km	86.8km		/	/

目標項目の説明と平成25年度目標値の考え方

目標項目の説明	県内の高規格幹線道路*や主要な直轄国道、地域高規格道路*、アクセス道路の供用延長
25年度目標値の考え方	平成24年度は高規格幹線道路および直轄国道の整備促進を図るとともに、県管理道路を整備推進することにより目標値を達成しました。平成25年度においては、紀勢自動車道や熊野尾鷲道路などの幹線道路およびそのアクセス道路を合計42.9km新規供用することをめざし、目標値を設定しました。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度		25年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 「命を支える道づくりに向けた課題」を解決するために	命を支える道の供用延長	/	55.5km	1.00	86.8km	88.6km
		43.3km	55.5km		/	/
2 「地域を支える道づくりに向けた課題」を解決するために	地域を支える道の供用延長	/	31.3km	1.00	42.9km	59.2km
		31.3km	31.3km		/	/

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	19,518	19,639	/	/

平成 24 年度の取組概要

- ・ 大規模災害などから県民の命と暮らしを守り、産業・観光など地域の今ある力を生かした三重づくりを支えるため、新名神高速道路、東海環状自動車道、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路等の高規格幹線道路、北勢バイパス、中勢バイパス等の直轄国道の整備促進や未事業化区間の早期事業化に向けた取組、これらにアクセスする県管理道路の整備を推進
- ・ 高規格幹線道路および直轄国道に関して、提言活動などにより事業主体である国や中日本高速道路(株)に対し、整備促進を強く働きかけるとともに、関係府県や市町等と連携して必要性をアピールし、整備機運を盛り上げるためのシンポジウムや大会などを開催

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 式年遷宮を契機とした連携を広げ、地域を結ぶ道づくりに向けて、紀勢自動車道（大内山～紀伊長島）約 10.3km とそのアクセス道路である紀伊長島インター線約 1.1km などの供用や、中勢バイパスにおいて伊勢自動車道津 I C と市街地を結ぶ県道津芸濃大山田線との交差点が立体化されたことなどにより、走行時間が短縮され、地域間の交流連携が進むとともに、災害時や救急医療などの地域の安全・安心が高まりました。
- ・ 地域と一体となった国などへの粘り強い働きかけにより、紀伊半島のミッシングリンク^{*}の解消に向け、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）が新規事業化され、各種の調査が実施されました。また、熊野大泊から新宮間については、地域の皆さんの声や学識経験者等の意見を踏まえ、平成 25 年 4 月に概ねのルートが決定され、うち紀宝から新宮間については、新宮紀宝道路（熊野川河口大橋（仮称）含む）として 5 月に新規事業化されるなど、大きく前進しました。新名神高速道路においては亀山西ジャンクションのフルジャンクション化や鈴鹿 P A スマート I C の連結が決定されました。また、地域高規格道路磯部バイパスが補助事業として新規事業採択され各種の調査を実施しました。
- ・ 自然災害の脅威は今後一層深刻化することが予測され、地域の安全・安心を支える幹線道路等の整備が急がれています。また、交通渋滞が頻発している現状に対し、集積する産業や魅力ある観光など地域の今ある力を生かした三重づくりを支える幹線道路等の整備が求められています。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 災害時の復旧・復興を担うとともに、式年遷宮を契機とした県内外との交流連携の促進に向け、平成 25 年度の供用開始予定となっている紀勢自動車道（紀伊長島～海山）、熊野尾鷲道路（三木里～熊野大泊）、紀宝バイパス、第二伊勢道路や四日市湯の山道路（高角～吉沢）の整備を進めるとともに、これらに合わせて供用するアクセス道路等の整備を推進します。また、「新たな命の道」として地域の悲願でもある紀伊半島のミッシングリンクとなっている熊野大泊以南の未事業化区間の早期事業化などを図ります。
- ・ 交通需要への対応と交通渋滞の解消および、災害時の緊急輸送や代替ルートの確保に向け、新名神高速道路、東海環状自動車道、北勢バイパスや中勢バイパス等の事業化区間の整備促進を図るとともに、これらと合わせ幹線道路を形成する県管理道路の整備、桑名東部拡幅（伊勢大橋）の早期工事着手や北勢バイパスの未事業化区間の早期事業化に向けた取組を推進します。

【主担当部局：県土整備部】

めざす姿

公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保し、事業を適正に実施することにより、県民の皆さんの公共事業への信頼感が向上していることをめざします。

平成 27 年度末での到達目標

これまで進めてきた公共事業の再評価、事後評価の適切な実施、事業情報の県民の皆さんへの提供と有効活用等を進める取組に加え、地域の建設業者の地域・社会貢献の取組などを評価し、優良な企業が受注できるような入札制度の運用等に取り組むことにより、公共事業が適正に運営されていることをめざします。

評価結果をふまえた取組の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	公共事業評価システム*を適切に運用するとともに、企業における地域・社会貢献への取組が進むなど、全ての目標値は達成したものの、港湾改修工事に関する不適正な事務により、公共事業への信頼を損なうこととなったことから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
公共事業への信頼度	94.6%	95.0%	1.00	95.5%	96.3%
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	公共事業評価制度において、「三重県公共事業評価審査委員会」で審査を受け妥当とされた割合と総合評価方式*の入札において、地域・社会貢献の取組実績がある企業が受注した件数の割合の平均値				
25 年度目標値の考え方	これまでの実績と今後の審査・取組の見通しを勘案し、「県の活動指標」である「公共事業再評価・事後評価達成度」と「受注者の地域・社会貢献度」の平成 25 年度の平均値を 95.5%として目標に設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40801 公共事業の適正な執行・管理(県土整備部)	公共事業再評価・事後評価達成度	97.1%	97.2%	1.00	97.3%	97.5%
		92.1%	97.3%	1.00	93.6%	95.0%
40802 公共事業を推進するための体制づくり(県土整備部)	受注者の地域・社会貢献度	92.1%	97.3%	1.00	93.6%	95.0%
		92.1%	97.3%	1.00	93.6%	95.0%

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	5,333	3,138	4,669		
概算人件費		1,614			
(配置人員)		(179 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・ 公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を向上させるため、公共事業評価システムにより対象箇所の事前評価、再評価及び事後評価を実施
- ・ CALS/EC* (公共事業支援統合情報システム) について、事務の効率化、事業情報の県民への提供や有効活用のためシステムの運用管理、更新を行うとともに、システムを利用しやすい環境をつくるため利用者の受講ニーズに即した研修を実施
- ・ 災害時の緊急対応や地域雇用の確保等のため、技術力を持ち地域に貢献できる建設業の育成をめざして、「三重県建設産業活性化プラン」に基づいた取組を着実に実施
- ・ 総合評価方式の適正な運用による客観性・公正性の確保と制度の見直しを実施
- ・ 港湾改修工事に関する不適正な事務をふまえ、再発防止のため公共工事の各段階における部内協議や意思決定の明確化、審査の徹底、手続きの厳格化や、事故繰越手続における外部有識者によるチェックを受ける仕組みの構築などを実施

平成 24 年度の成果と残された課題 (評価結果)

- ・ 公共事業評価システムの適切な運用を行ったことにより、公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保することができました。事前評価については、事業の費用対効果を中心とした評価を見直す必要があります。
- ・ CALS/ECにより、事業情報の県民への提供や有効活用を進めることができました。今後は、システムの運用経費等の縮減を図る必要があります。
- ・ 総合評価方式において、若手技術者育成の観点で評価を行うことや、企業の技術力向上に関する取組を、より直接的に評価するなどの改定を行いました。また、経営多角化を支援する経営相談会を実施しました。引き続き、技術力を持ち地域に貢献できる建設業の育成を進めるため、「三重県建設産業活性化プラン」に基づいた取組を着実に実施することが必要です。
- ・ 総合評価方式の入札手続きを適正に行い客観性・公正性を確保しました。総合評価方式における事務手続きの簡素化や、審査、評価の公正性・透明性向上の視点で、評価項目、評価基準の見直しについて検討することが必要です。
- ・ 公共事業の適切な執行を図るため、職員のコンプライアンス意識の向上はもとより、公共工事の各段階において、どのような手順を経て意思決定を行うべきかを明確にし、組織の中で徹底するとともに、その執行を適正に行うことが必要です。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 事前評価については、事業の費用対効果を中心とした現在の評価手法の見直しに取り組みます。
- ・ 現行の公共事業電子調達システムと物件等電子調達システムの2つのシステムを統合することにより、システム利用者の利便性向上と開発・運用経費のコスト縮減を図ります。
- ・ 「三重県建設産業活性化プラン」に基づき、技術力を持ち地域に貢献できる建設業の育成に向けた取組を、着実に推進します。

- ・ 地域・社会に貢献し、技術力を持った企業が受注できるように、引き続き総合評価方式の見直しに取り組めます。
- ・ 港湾改修工事に関する不適正事務をふまえ、今後、同様の事案を二度と起こさないよう、組織を挙げて、職員のコンプライアンス意識、危機意識の向上を図り、公共工事の各段階における部内協議、意思決定の明確化、審査の徹底、手続きの厳格化や、事故繰越の手続における外部有識者によるチェックの実施などの「再発防止策」に着実に取り組めます。

特に注力するポイント(平成 25 年度)【国土整備部 副部長 水谷 優兆 電話:059-224-2651】

- ・ 事前評価について、事業の費用対効果だけでなく、多面的な評価システムとなるように見直しに取り組めます。
- ・ 「三重県建設産業活性化プラン」に基づいた取組を着実に実施することにより、災害時の緊急対応や地域雇用の確保等のため、技術力を持ち地域に貢献できる建設業の育成に取り組めます。
- ・ 総合評価方式については、国土交通省や他県の取組状況にも注視し、受注者側・発注者側の意見や学識経験者等からの意見を参考にして、25 年度下半期に見直し案の試行を実施します。
- ・ 港湾改修工事に関する不適正な事務をふまえた「再発防止策」に基づき、6 月末未契約、10 月末未完成である繰越工事を重点管理工事とし、進行管理などを徹底します。